



◇「きのくに生活情報誌 くらしのとびら」はインターネットでもご覧いただけます◇
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.html>

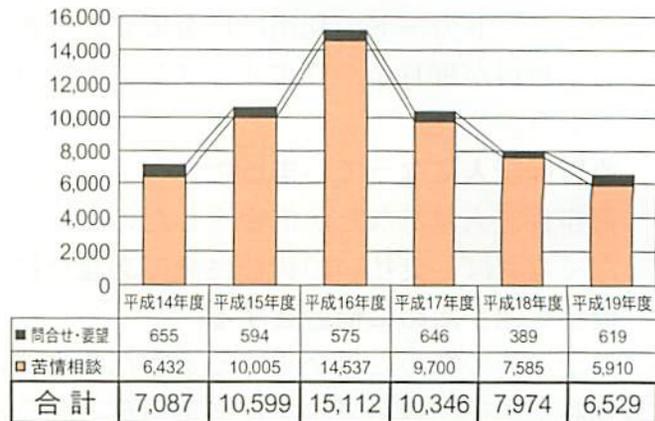
平成19年度県消費生活センター相談概要

消費者相談受付状況

平成19年度に県消費生活センターに寄せられた消費者の相談件数は前年度より1,445件減少の6,529件（本県前年度比0.82倍）となりました。

近年の相談件数の減少は、架空請求ハガキに代表される詐欺的行為がピークの平成16年度から、減少に転じたためであり、契約トラブルなどの相談はあまり減少していません。また、その手口は年々複雑・巧妙化しており、消費者を取り巻く環境は依然として厳しいものといえます。

消費者相談件数の推移



【苦情相談件数上位10位】

順位	商品・サービス分類	平成19年度	平成18年度	前年度との比較		具体的な商品・サービスの内容
				増減	伸び率	
1	オンライン等関連サービス	1,134	1,227	-93	92.4%	悪質サイトからの不当請求、ワンクリック詐欺など
2	ハガキを使った詐欺行為等	667	1,733	-1,066	38.5%	裁判の予告通知、架空請求ハガキなど
3	フリーローン・消費者金融	559	716	-157	78.1%	消費者ローン、多重債務、ヤミ金融など
4	不動産貸借	159	198	-39	80.3%	マンションの退去時のトラブル、駐車場の賃貸借など
5	工事・建築	152	171	-19	88.9%	耐震補強工事、換気・除湿工事など
6	電話サービス	125	157	-32	79.6%	IP電話、携帯電話など
7	リースサービス	92	100	-8	92.0%	電話機・FAXのリースなど
8	四輪自動車	85	85	0	100.0%	中古自動車の購入に関するトラブルなど
9	修理サービス	84	75	9	112.0%	家屋、給排水施設、家電製品、自動車の修理など
10	外国語・会話教室	80	18	62	444.4%	英会話教室等の倒産によるトラブルなど

最も多く寄せられた苦情相談は「オンライン等関連サービス」で、苦情相談の19.2%を占めています。オンライン等関連サービスとは、携帯電話やパソコンへ、メールによる架空の請求があったり、ワンクリック詐欺（知らない相手からのメールのボタンをクリックしたり、またはアダルトサイトなどへアクセスしただけで不当に登録料や使用料を請求されたりする事例）などです。

また、減少しているとは言え、公的機関や許可法人などを騙った、偽のハガキによる「ハガキを使った詐欺行為」は苦情相談件数全体の11.2%を占めています。

ワンクリック詐欺や架空請求ハガキは、いずれも裁判や強制執行を予告し、内容確認の為に至急連絡するよう書かれています。不安になって連絡してしまった人から、家族や職場についての個人情報聞き出し、脅しや金銭の請求につなげようとする詐欺の手口です。

必ずある！多重債務の解決法

自己破産の申し立て件数は2003年に全国で年間24万件を超えたのをピークに、ここ数年は減り続けています。それでも昨年は年間で15万件近くにのぼり、和歌山県消費生活センターでも「借金」に関する相談は、相談件数の上位（3位）にランクされているなど、まだまだ深刻な社会問題として解決しなければならない大きな国民的課題となっています。

事例で紹介、多重債務に陥る原因は？

- 計画性のないクレジットカードの利用
クレジットカードの利用は借金です。リボルビング払いなど月々の支払いは少額でも手数料が毎月かかります。クレジットカードのキャッシングの利息にも注意しましょう。
- 連帯保証人になってしまった
連帯保証人はあなたが借金をしたのと同じです。借金をした人が自己破産したり居なくなれば、支払いの責任は全てあなたにかかってきます。
- 借金を返すために借金をする
借金返済のために借金をすると雪だるま式に借金が膨れ上って、返済できずに多重債務となります。
- 生活苦・失業のために借金をする
思いもよらず失業してしまい、住宅ローンや教育資金、生活費を工面するために借金を繰り返し、多重債務となります。



イラストレーションみつぎ

多重債務の解決方法を知ろう！

もし、多重債務に陥ってしまったら一体どのような解決方法があるのでしょうか。一般的に多重債務を解決するには4つの方法があります。

任意整理

裁判所を通さず、弁護士や司法書士に依頼して、利息制限法に基づいて債務整理を行います。消費者金融が利息制限法の制限金利を超える金利で貸し付けている場合は、利息制限法に基づき引き直し計算すると残債務が圧縮でき、取引期間が長いときなど、過払い金の返還請求ができる場合があります。

特定調停	簡易裁判所に特定調停の申し立てをし、調停委員の斡旋により利息制限法に基づいて債務整理を行います。
自己破産	地方裁判所に自己破産の申し立てをして裁判所の審査によって破産宣告を受けます。それを受け、免責の申し立てをして決定を受ければ、債務を免除されます。自己破産すると5～7年は銀行等からの借金やクレジットカードの発行が受けられなくなります。しかし、戸籍に載ったり、選挙権がなくなるということはありません。
個人再生	個人再生は自己破産せずに経済的に再生することを目的としています。支払い不能に陥る前に地方裁判所に個人再生の申し立てをして、認可された再生計画案に基づき計画通り弁済すれば、元本の一部が免除されます。またローンを支払っている住宅がある場合には、その返済も含めた再生計画案を作成することができます。

多重債務に陥ったら、まず相談機関に相談することが大切です！

(多重債務の相談窓口)

和歌山弁護士会	073-422-5005
司法書士総合相談センター・和歌山	073-422-4272
司法書士総合相談センター・田辺	0739-26-3816
法テラス（日本司法支援センター和歌山）	050-3383-5457
和歌山県県民相談室	073-441-2356
和歌山県消費生活センター	073-433-1551
和歌山県消費生活センター紀南支所	0739-24-0999
和歌山県商工観光労働総務課	073-441-2722

多重債務に陥らないためには

- 生活設計を立て、日々の暮らしに必要なお金、いざと言う時の備えのお金、教育や老後の資金なども考えておきましょう。
- クレジットカードの安易な使用は避け、余計なカードは持たないようにしましょう。
- 友人、知人に頼まれても安易に名前を貸したり、連帯保証人・保証人になったりするのはやめましょう。
- 仕方なく借金する場合は、返済できるかどうかよく考え、金利、手数料、毎月の支払額、支払い総額も必ずチェックしましょう。

【6月1日から、交通ルールが変わりました！（抜粋）】

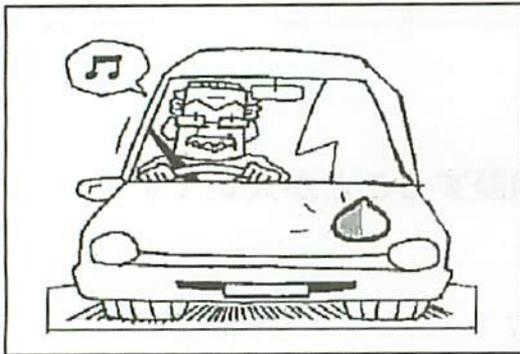
◎自転車の利用について

- 道路標識などで指定された場合のほか、70歳以上の方、幼児、児童、身体障害者の方が運転する場合や周囲の状況からやむを得ない場合は、自転車も歩道通行が可能になりました。
その場合でも、自転車は車道寄りを徐行して歩行者に十分配慮しなければなりません。
- 児童・幼児が自転車に乗る時は、保護者の方はヘルメットを着用させるように努めなければなりません。



◎高齢者の保護について

- 75歳以上の方が普通自動車を運転する場合は、「高齢運転者標識」を表示しなければなりません。
- 「高齢運転者標識」を表示した普通自動車に対する幅寄せや割り込みをしてはいけません。



◎聴覚障害者標識について

- 自動車の運転手は、「聴覚障害者標識」を表示した普通自動車に対する幅寄せや割り込みをしてはいけません。

～表示車両への配慮～

周囲の運転者は、「聴覚障害者標識」の装着車両が警音器の音では危険を認知できないことがあることを理解し、必要に応じて減速などの措置を行ってください。



聴覚障害者マーク

◎シートベルトの着用について

- 後部座席もシートベルトをつけなければいけません。

